

玉村町水防計画

玉 村 町

H21 年度作成

目 次

第 1 章	総則	1 ページ
第 2 章	水防組織	1
第 3 章	気象状況の連絡	3
第 4 章	水防活動	4
第 5 章	警戒通報水位の連絡	9
第 6 章	水門、樋管及びその操作	9
第 7 章	水防倉庫及び防災倉庫の備蓄資材	10
第 8 章	水防通信連絡	10
第 9 章	輸送	10
第 10 章	避難のための立ち退き	11
第 11 章	決壊時の処置	13
第 12 章	応援協力	14
第 13 章	水防解除	14
第 14 章	公用負担	14
第 15 章	水防報告	15

(資料) 重要水防区域一覧表

玉村町水防倉庫及び防災倉庫備蓄資材表

玉村町災害時要援護者避難施設一覧

(参考資料) 水位

玉村町危機管理対策本部連絡一覧表及び事務分掌

第1章 総則

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号「以下同じ」）第32条の規定に基づき、玉村町での洪水等に対し、管内の水防管理団体の水防活動が有機的かつ効率的に行われるよう水防事務の調整及びその実務のための必要な事項を定め、洪水等の水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の福祉を保持することを目的とする。

なお、洪水等に、地震による堤防の漏水、沈下等の場合を含むものとする。

本計画に定めない水防上の細目については、関係各部署においてこれを定め、水防活動に万全を期するものとする。

2 水防の責任

町は、水防法第3条（以下、水防法は、「法」と略す。）の規定に基づき、水防管理者である町長の下、水防管理団体として、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

また、法第15条の規定に基づき、浸水想定区域に指定された場合は、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知させるため、洪水ハザードマップを作成し、公表及び配布しなければならない。

第2章 水防組織

1 水防本部

(1) 町長は、次の場合に玉村町水防本部（以下「水防本部」という。）を役場庁舎内に設置し、水防活動の円滑を期す。

設置基準

- ① 大雨、洪水等のいずれかの予報、警報及びその他の警報の通知により、玉村町に水害発生のおそれのある場合及び発生した場合。
- ② 上記の他著しく激甚である水害により、特に水防本部を必要とする場合。

(2) 町長は、洪水等の恐れが解消し、水防活動が終了したときは、水防本部を廃止するものとする。

(3) 水防本部は、災害対策基本法第23条に基づき、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合され、災害対策本部（危機管理対策本部）の事務分掌によって活動するものとする。

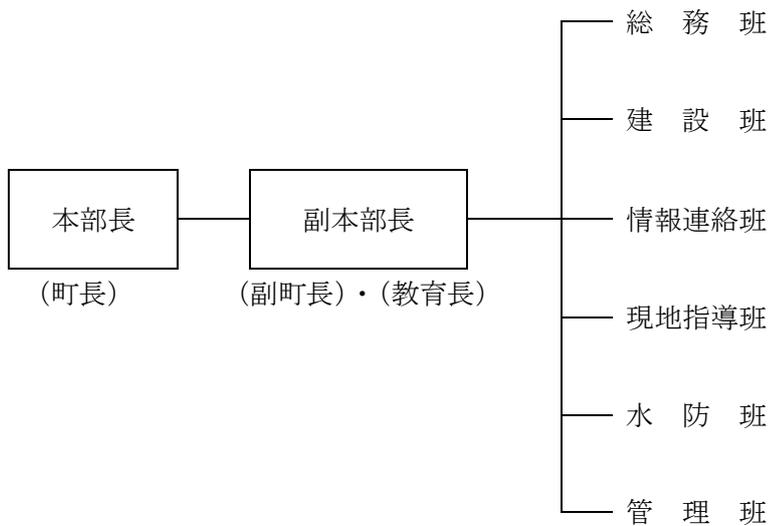
2 玉村町消防団の任務

玉村町消防団（以下「消防団」という。）は、水防団として法第5条第3項の規定により水防管理者の所轄の下に行動するものとし、各分団長は、その地区河川の「水防担当区域」を巡視警戒し、常にその状況を把握するとともに、水防事務を迅速に処理するよう情報、水量、その他必要と認められる水防に関する一切の事項を適時水防団長及び水防本部に報告し、必要な指示を受け、水防工法の実施、避難立ち退きの指示・誘導・救助等の水防活動に従事するものとする。

ただし、各分団長は事態が急を要し、本部の指示を受けるいとまがないときは、時期を失せず、必要な措置をし、措置をした場合は、水防団長に報告する。

3 水防組織

(1) 水防本部組織図



※災害対策本部に移行した場合、災害対策本部（危機管理対策本部）の事務分掌による

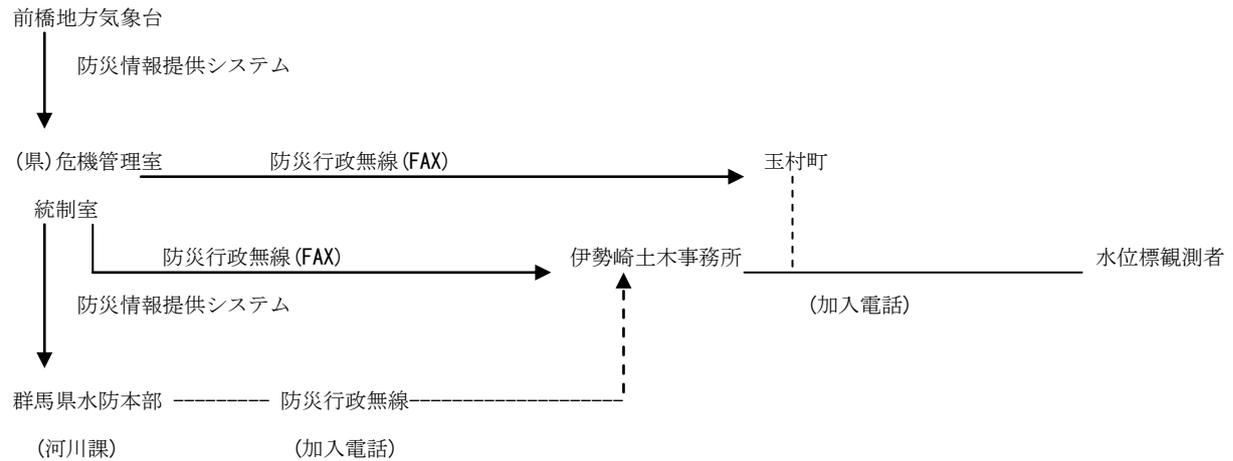
(2) 水防本部事務分担

班名	担当課及び関係機関	本部の業務または事務
総務班	総務課 生活環境安全課	1. 本部長の指示又は指令等に関する事 2. 各班の連絡調整に関する事 3. 水害情報及び気象予警報の収集伝達に関する事 4. 水害状況の収集報告に関する事 5. 水害記録写真撮影等の水害状況の記録に関する事 6. 警報等地域周知のための巡回に関する事
建設班	都市建設課 経済産業課	1. 河川、道路及び橋梁の巡視に関する事 2. 水害地における道路交通の指示及び制限に関する事 3. 水門の開閉に関する事 4. 農業用水路の調整による農作物被害の軽減に関する事
情報連絡班	消防職員 水防団員（消防団員）	1. 現地及び本部との連絡に関する事 2. 水位及び堤防等異常の連絡に関する事 3. 警報等地域周知のための巡回に関する事
現地指導班	消防職員 水防団員（消防団員）	1. 水害地の現地指導に関する事 2. 住民の避難、誘導等に関する事
水防班	消防職員 水防団員（消防団員）	1. 水害地の水防作業による応急復旧に関する事 2. 水防警戒に関する事 3. 水防資機材の整備点検及び運搬に関する事
管理班	上下水道課 健康福祉課	1. 水道関係災害の応急復旧に関する事 2. 河川および下水道施設の巡視、応急復旧に関する事 3. 水害地区の救護に関する事 4. 要援護者関連施設への連絡に関する事

第3章 気象状況等の連絡

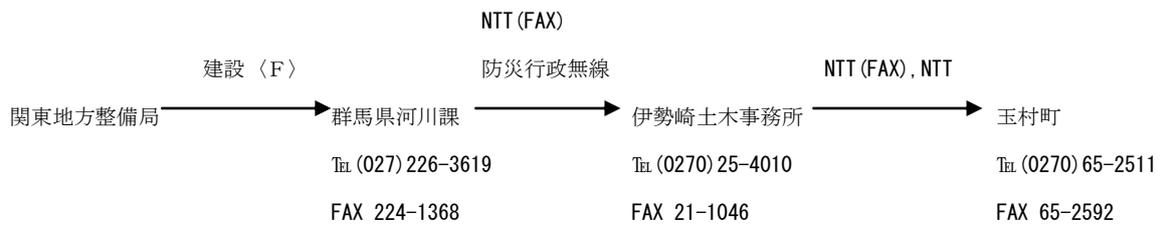
1 水防法第10条第1項の規定に基づく、通報の連絡系統は、下記の方法によるものとする。

気象注意報・警報等連絡系統図

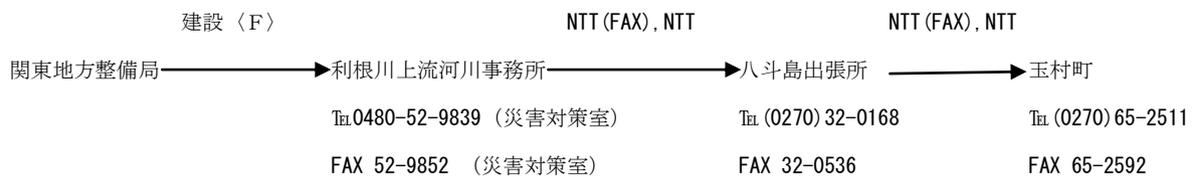


2 水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づいて、発表される洪水予報及び警報の伝達方法については、次のとおりである。

利根川上流部（八斗島）基本系



利根川上流部（八斗島）補助系



烏川 基本系



烏川 補助系



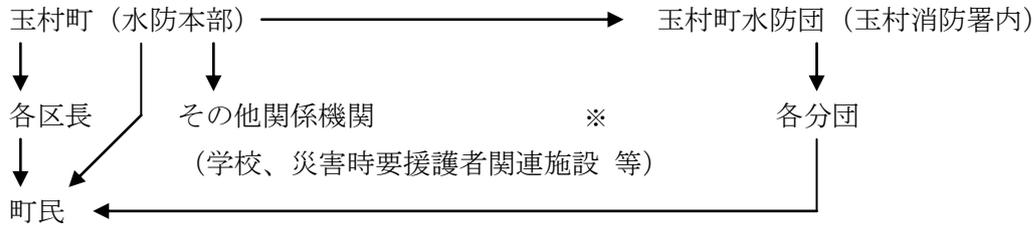
下久保ダム

NTT (FAX), NTT

下久保ダム	玉村町
Tel (0274) 52-2746	Tel (0270) 65-2511
FAX 52-5408	FAX 65-2592

- 3 町長は、関係機関より気象等の通知を受けたときは、管内関係団体等に通知するものとする。

町内連絡系統図



※ 浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（法第15条）

第4章 水防活動

1 非常配備発令基準

町長は、洪水等による危険があると予想されたときは、次の基準により、非常配備につかせるための指令を発する。

配備区分	発 令 基 準
警 戒	前橋地方気象台から大雨・洪水いずれかの警報が発せられたとき（本部設置せず自宅待機）
第1 配備	今後の気象状況に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生まで、かなりの時間的余裕のあるときは、少人数の人員であたり、情報、連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに指導、その他活動ができる態勢
第2 配備	水防事態が予想され、水防活動の開始が考えられ、水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なくできる態勢
第3 配備	事態が切迫し、水防活動の必要が予想されるとき、所属人員全員によって水防活動ができる態勢
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. この指令は、事態に応じ第1 配備からただちに第3 配備を発令する場合もある 2. 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自動的に出動しなければならない 3. 水防本部員は、第1 配備発令後できるかぎり外出を避け、待機しなければならない 4. 非常勤務者は、交替者と引継を完了するまでは、その待機場所を離れてはならない 5. その他の者は、あらかじめ自己の勤務すべき時間を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない

2 水防配備態勢

(1) 水防配備

配備区分	町 職 員	水防団及び消防機関
準 備	生活環境安全課消防防災係	消防署（当直）
第1配備	生活環境課長、総務課長、都市建設課長、 経済産業課長、消防防災係	消防署長、副署長 水防団長（消防団長）
第2配備 （その1）	町長、副町長、教育長 総務、生活環境安全、都市建設、経済産業 課の各課長及び室長、係長 消防防災係	消防署長、副署長 水防団長、副団長
第2配備 （その2）	第2配備（その1）の職員及び 総務、生活環境安全、都市建設、経済産業 課以外の各課長及び室長、係長	消防署長、副署長 水防団長、副団長 各分団員の半数
第3配備	全職員	全員

(2) (1) 表中に関わらず、各課(機関)等の判断により、体制配備及び活動を実施した場合、水防管理者へ報告する。

(3) 非常配備についての時間及び解除は、町長より指令する。

(4) 第3配備は、町全職員及び水防団員が出勤し、水防解除まで継続勤務するものとする。

3 水防活動

(1) 巡視警戒

①町長は、気象または水防の予警報が発せられたときや気象状況により水防の必要が予知されるときは、地震による堤防の漏水、沈下等のおそれがある場合は、巡視員を派遣して区域内の堤防その他水防に関する工作物等の巡視警戒にあたる。

②巡視員は、水防上危険である箇所を発見したときは、ただちに町長に報告しなければならない。巡視にあたっての留意すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- 堤防から水があふれる状況
- 川側堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ
- 堤防の上端の亀裂又は沈下
- 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水からによる亀裂
- 排・取水門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締め具合
- 橋梁その他の構造物と取付部分の異常

(2) 水防活動

町長は、水防法第16条の規定に基づく水防警報が発せられたとき、又は河川の水位が河川管理者の定めるはん濫注意水位に達したとき、その他、水防上必要があると認められたときは、水防団及び消防機関を次に定める基準により出動させ、または出動の準備をさせなければならない。この場合、ただちに出動状況を伊勢崎土木事務所長に報告するものとする。ただし、急激なる増水により指令を受けるいとまなき場合、水防団長または消防機関の長は独断で出動を命ずるものとする。

①待機

待機命令は、次の状況の際に発するものとし、水防団は消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の状況を把握することに努め、又は一般団員をただちに次の段階に入れるような態勢におくものとする。

待 機 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 洪水予報が発せられたとき 2. 県水防本部が待機の態勢に入ったとき
---------	---

②出動準備

出動準備命令は、次の状況の際に発するものとし、水防団及び消防機関の責任者等は、所定の詰所に集合し、資材の整備、点検、作業員の配備計画等にあたり、水門等の水防上重要工作物のある箇所及び重要水防区域への派遣、水位観測所、堤防巡視等のため、一部団員を出動させること。

出 動 準 備 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき 2. 気象状況等により水害の危険が予知されるとき
-------------	--

③出動

出動命令は、次の状況の際に発令するものとし、水防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し、あらかじめ水防計画に定められた配備につくものとする。

出 動 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防警報が発せられたとき 2. 河川の水位がはん濫注意水位に達したとき 3. 急激な豪雨があったとき 4. 堤防に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要が認められたとき
---------	---

(3) 重要河川沿岸地区水防団出動区分表

河川名	地 区 名	出 動 区 分			出動分団
		第1次	第2次	第3次	
利根川	福島・斎田・板井	分団員1/4出動	分団員1/2出動	全員出動	第8分団
〃	下之宮・小泉・南玉	〃	〃	〃	第7分団
〃	五料	〃	〃	〃	第6分団
〃	上福島	〃	〃	〃	第9分団
〃	樋越	〃	〃	〃	第10分団
烏 川	宇貫・八幡原	〃	〃	〃	第3分団
〃	角淵	〃	〃	〃	第4分団
〃	下茂木	〃	〃	〃	第5分団
〃	川井・飯倉・五料	〃	〃	〃	第6分団

※上記水防区域と分担については、被害の増大によりただちに本部と連絡のうえ第1分団及び第2分団の増援手配を行うものとする。

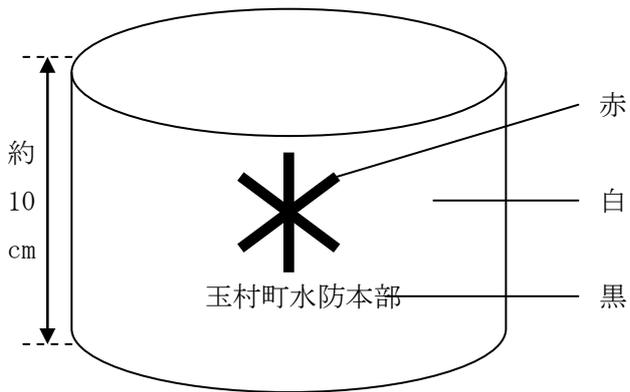
(4) 重要水防区域一覧表 (※詳細は資料参照)

4 水防標識・信号及び身分証明

(1) 水防標識

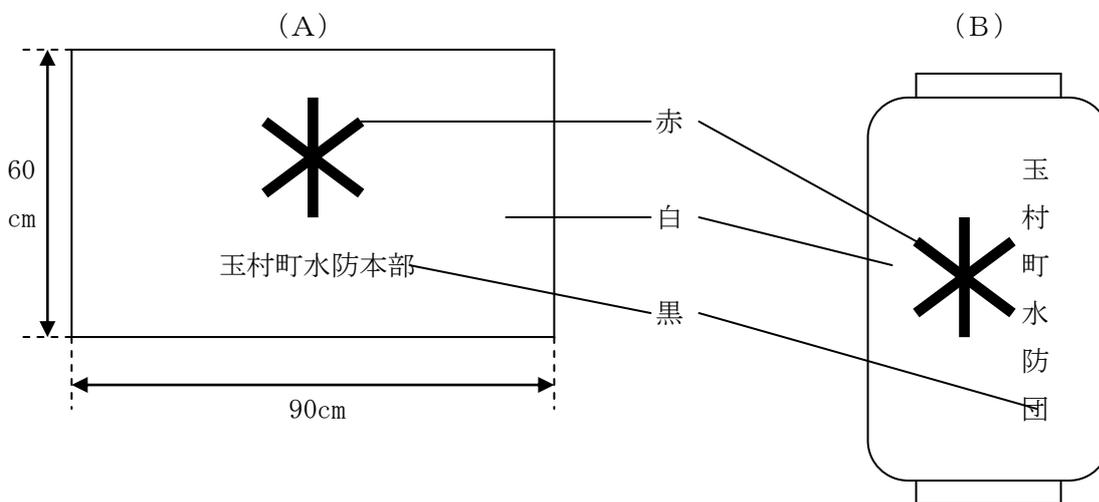
水防作業は、迅速かつ規律正しい団体行動をとるため、次の標識を定める。

① 水防要員の標識（左腕につける。）

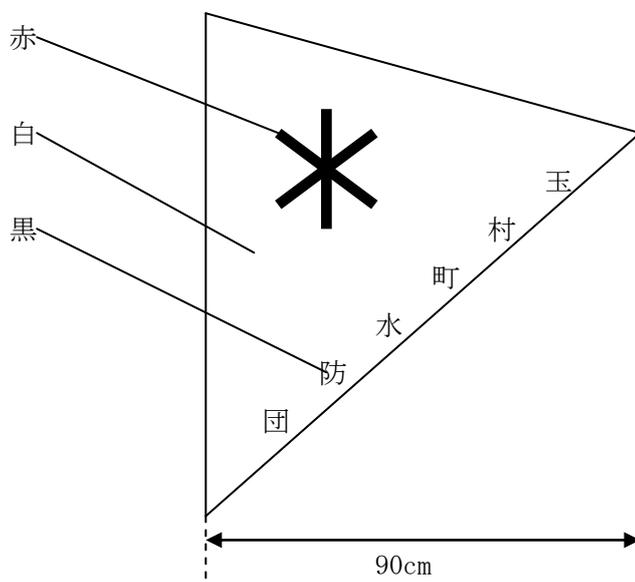


② 水防本部の標識

昼間は（A）を掲げ、夜間は提燈（B）をつける。



③ 水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ公安委員会の指定を受け標識を掲げる。



(2) 水防信号

水防法第20条第1項の規定により、水防に用いる信号は、次のとおりとする。

(平成6年2月22日群馬県告示第106号)

区分方法	サイレン信号
第1信号	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 休止
第2信号	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 休止

1. 信号は適宜の時間継続すること。
2. 必要があればサイレン信号を発すること。
3. 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知すること。
4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

※第1信号は、水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせる。

※第2信号は、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。

(3) 身分証明書

誘導等のため現地におもむく職員は、町長の発行する証票（下記）を所持しなければならない。

(表面)

第 号
玉村町水防職員証
職名
氏名
生年月日
上記の者は玉村町水防職員であることを証明する。
年 月 日
玉村町水防管理者
玉村町長 印

(裏面)

注 意
1. 本証は他人に貸与し、または譲渡することはできない。
2. 転職その他により不要となったときは、ただちに返納すること。

第5章 警戒通報水位の連絡

1 警戒通報水位及び連絡先

(1) 水防団及び消防機関は、水位状況を町長に報告するものとする。警戒通報水位は、次表による。

河川名	量水票名	避難判断 水 位	はん濫注意 水 位	水防団待機 水 位	連絡先	担当分団	
利根川	福 島	—	—	2.50m	水防団 本部	第8分団	
〃	五 料	—	1.50m	0.90m	〃	第6分団	

(2) 水位通報要領

水防団及び消防機関は、次の基準により、観測場所・日時・水位増減の傾向、見込等を迅速な方法で町長に通報するものとする。

- ① 水防団待機水位に達したときから、同水位を下がるまでの間毎時間ごと
- ② はん濫注意水位に達したとき
- ③ 避難判断水位に達したとき
- ④ 最高水位に達したとき
- ⑤ 避難判断水位を下ったとき
- ⑥ はん濫注意水位を下ったとき
- ⑦ 水防団待機水位を下ったとき
- ⑧ 急激に水位が上昇したとき

第6章 水門、樋管及びその操作

1 水防上重大な関係を有する水門は下表のとおりであり、状況が切迫し、緊急やむを得ない場合等、水防団長または水防管理者、消防吏員が、水位の状況を判断して、臨機、操作責任者に開閉させ、その都度水防本部に報告するものとする。水防管理者は、水門を開閉した報告を受けたときは、河川管理者に報告するものとする。

水 門

河川名	位 置	規 模	操作方法	操作責任者	堰 名
滝 川	上之手	高さ 1.5m 巾 10.5m	自動転倒堰	経済産業課 (Tel64-7709)	1号統合堰
〃	上新田	高さ 1.5m 巾 9.0m	〃	〃	2号統合堰
藤 川	藤 川	高さ 1.25m 巾 14.0m	〃	葦塚堰 管理組合	葦塚堰

樋 管

河川名	位 置	規 模	操作方法	操作責任者	樋管名
烏 川	角 渕	高さ 2.5m 巾 2.7m 長さ 18.8m	鋼製ローラー ゲート 自動・手動	都市建設課 (Tel64-7709)	角渕樋管
〃	川 井	高さ 0.8m 巾 1.1m 長さ 20.5m	鋼製スライド ゲート 自動・手動	〃	薬師堂樋管
〃	〃	高さ 1.25m 巾 1.4m 長さ 18.9m	〃	〃	東堀樋管
〃	五 料	高さ 2.0m 巾 2.0m 長さ 21.1m	鋼製ローラー ゲート 自動・手動	〃	矢川樋管
〃	〃	高さ 0.9m 巾 0.95m 長さ 16.7m	鋼製スライド ゲート 自動・手動	〃	菅沢樋管

第7章 水防倉庫及び防災倉庫の備蓄資材

玉村町水防倉庫及び防災倉庫備蓄資材表 (※詳細は資料参照)

第8章 水防通信連絡

水防上緊急を要する通信については、無線電話等を利用することを原則とするが、支障なき限り玉村町（水防本部）の電話を専用とし、あらゆる通信機関の状態を考慮するとともに近距離連絡確保をはかり、水防作業場との緊密なる連絡のため必ず自動車伝令を配置しておくものとする。（なお、消防団詰所と本部との連絡は支障なき限り消防本部からのメールを利用するものとする。）

第9章 輸送

1 輸送経路

水防団長、水防管理者は、水防資材搬出に要する輸送力を計画準備しておくものとする。また、輸送経路については、「水防資材搬出経路図」等を予め定めるものとする。

2 輸送車両

水防上の緊急輸送に使用し得る公用自動車を確保する。また、緊急時において当該輸送車両に不足が生じる場合、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、法28条に基づき、公用負担として一般の自動車を使用することができる。

※本計画の第14章に記されている証票及び命令票の提示が必要となります。

第10章 避難のための立ち退き

1 避難

(1) 立ち退きの指示

洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（または、その命を受けた本部員）は、必要と認める区域内の住民に対し、立ち退きの指示することができる。指示する場合は、伊勢崎警察署長に通知しなければならない。（法29条）

著しく危険が切迫し、水防管理者の指示を待ついとまなきときは、水防団長は、独断でこれを行い、その結果を必ず水防管理者に報告するものとする。

特に、立ち退きを指示された住民の中に、高齢者、乳幼児、児童、障害者、外国人等の災害時要援護者があった場合は、安全確保の援助及び優先避難を呼びかける。また、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、全員の安全避難を図る。

(2) 立ち退き予定地等住民への周知

町長は、伊勢崎警察署長及び消防機関の長等と協議のうえ、立ち退き予定先、経路等を選定し、町広報車及び消防団の消防ポンプ自動車で住民に周知徹底しておくものとする。

2 避難場所一覧表

※ 玉村町洪水ハザードマップに基づく避難計画

	施設名称	避難対象地区	所在地	電話番号	備考
1	玉村町役場	下新田	下新田 201	65-2511	盛土あり
2	保健センター	下新田	下新田 201	65-2511	盛土あり
3	勤労者センター	下新田、福島	新田 227-1	65-7144	
4	玉村高等学校	上新田、与六分、板井	与六分 14	65-2309	
5	玉村小学校	下新田、与六分	下新田 99-1	65-2304	
6	第一保育所	下新田、福島	下新田 176	65-2565	
7	玉村幼稚園	板井、斎田	板井 53-2	65-7701	
8	西児童館	板井、斎田	板井 53-1	65-1137	
9	第五保育所	斎田	福島 31-1	65-5000	
10	社会体育館	下新田、川井、飯倉、 五料、小泉、下之宮、 箱石	上之手 1517	65-6537	芝根方面から 遠距離避難の可 能性有り
11	南小学校	角淵	角淵 5011	65-9000	
12	第二保育所	角淵	角淵 5109	65-2566	
13	南中学校	上飯島、後箇、 上茂木、下茂木	上之手 1748	65-8188	盛土あり
14	南児童館	-	上之手 2021-3	64-7654	
15	玉村中学校	福島	福島 913	65-2019	
16	中央小学校	福島、南玉	福島 401	65-2019	
17	文化センター	福島、南玉	福島 325	65-1000	盛土あり
18	中央児童館	-	福島 533-2	64-1400	
19	南幼稚園	上飯島、南玉、後箇、 上茂木、下茂木	後箇 215-1	20-4100	
20	上陽小学校	上福島、樋越、藤川	樋越 921-1	65-2350	盛土あり
21	第三保育所	上福島	樋越 904	65-2567	
22	上陽児童館	-	樋越 865-2	64-6565	
23	老人福祉センター	-	上福島 296	65-1294	
24	芝根小学校	川井、飯倉、五料、小 泉 下之宮、箱石	飯倉 39	65-2650	
25	第四保育所	川井、飯倉、五料、小 泉、下之宮、箱石	飯倉 48	65-2564	
26	健康の森児童館	川井、飯倉、五料、小 泉、下之宮、箱石	飯倉 59	64-6600	
27	県立女子大学	上之手、川井、飯倉、 五料、小泉、下之宮、 箱石	上之手 1395-	65-8511	芝根方面から 遠距離避難の可 能性有り

28	たまむら支所	下新田、上之手	下新田 208-1	65-2911	
29	じょうよう支所	上福島、樋越、藤川	樋越 72-5	65-2907	
30	しばね支所	川井、飯倉、下之宮、 箱石	川井 238-1	65-2554	
31	県下水道総合事務所	上新田、与六分、板井	上之手 1846-1	65-7557	
32	玉村町 B&G 海洋センター	川井、飯倉、下之宮、 箱石	飯倉 59-4	64-5311	
33	飯塚公民館	飯塚			
34	藤川住民センター	藤川			
35	藤川公民館	藤川			
36	中樋越公民館	樋越			
	町外への避難				災害対策基本 法第 67 条に基 づく応援要請

※ 27～36 を、「玉村町地域防災計画」中の避難場所の他に洪水時避難場所として追加

※ 上記表の他、各地区の集会施設については、浸水想定区域の有無、浸水深等考慮の上、地区の判断による使用とする。

※ 町外への避難および町外からの避難については、基本的に災害対策基本法第 67 条(応援要請)に基づくものとするが、必要に応じ近隣市町村等と予め調整・協議し対応を図ることとする。

※ 町長は必要があるときは、その区域内居住者の避難のための立ち退きについて予め引率責任者を選定しておくものとする。

第 1 1 章 決壊時の処置

1 通報及び処置

堤防その他の施設が決壊、及びこれに準ずべき事態が発生した場合は、町長、水防団長はただちにこれを関係者（当該施設管理者、伊勢崎土木事務所長、国土交通省河川事務所長、警察およびはん濫する方向の隣接水防管理団体）に通報しなければならない。

これと共に、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう、危険性が高いと判断された時点で、次の事項に配慮し、適切な方策を講ずる。

- 関係機関や住民への周知。
- 避難体制の整備。
- 土嚢積み等の応急工事の実施。
- クラック等、雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆う。
- 水門及び排水機等の破壊については、土嚢、矢板等により応急に締め切りを行い、排水ポンプ等を動員して内水の排除に努めるものとする。
- その他、現場に即応した最善の方法を講じる。

2 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。この場合、ロープ等を用い警戒にあたる。（法第21条）

第12章 応援協力

1 応援体制

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。（法第23条）

2 水防体制の強化

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。（法第22条）

3 自衛隊派遣要請

水防管理者は、洪水等の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認められる倍意には、群馬県知事に対して部隊等の派遣を要請することができる。（自衛隊法83条）

第13章 水防解除

町長は、水位がはん濫注意水位を減じかつ水防警戒及び水防作業の必要がなくなったときは、水防団長及び消防機関の長に対し解除を指示するとともに、一般に周知させ、その旨を伊勢崎土木事務所長を通じ、知事に報告するものとする。

第14章 公用負担

1 公用負担権限証

水防法第28条により、公用負担権限を行使するものは、町長から水防団長に配布した下記の証票を携帯し、必要がある場合これを提示するものとする。

公用負担権限証
玉村町水防団長
何 某
上記の者に玉村町水防区域における水防法第28条の権限行使を委任したことを証明する。
平成 年 月 日
玉村町水防管理者
玉村町長
印

2 公用負担命令票

水防法第28条の公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として町長の定める下記の命令票を目的別の所有者等、またはこれに準ずる者に提示するものとする。

公 用 負 担 命 令 票				
負 担 者		住 所 ・ 氏 名		
物 件	数 量	(負担内容・所用収用・処分等)	期 間	適 用
平成		年	月	日
命令者 氏名			印	

3 報告

前2項にわたる権限を行使した場合、水防団長は、ただちに町長に報告するものとする。

第15章 水防報告

- ① 伊勢崎行政事務所経由・・・被害が発生している場合、その状況等を速やかに伊勢崎行政事務所長を経由し、知事に報告
- ② 伊勢崎土木事務所経由・・・水防活動が集結した場合、水防団長は、遅滞なく水防実施状況を町長に報告し、町長はすみやかに状況をとりまとめ、群馬県水防計画に定められた様式により、伊勢崎土木事務所長を経由し、知事に報告するものとする。

第10章 避難場所（変更前の一覧表）

名 称	所 在 地	避 難 区 域
玉 村 町 役 場 保 健 セ ン タ ー 勤 労 者 セ ン タ ー 玉 村 小 学 校 玉 村 高 等 学 校	下新田201 " " 227-1 " 99-1 与六分14	下新田、上新田、与六分、板井、 斎田、福島、他
社 会 体 育 館 南 中 学 校 南 小 学 校	上之手1517 " 1748 角 渊5011	下新田、宇貫、八幡原、上之手、 角渊、後箇、他
玉 村 中 学 校 中 央 小 学 校 文 化 セ ン タ ー	福 島913 " 401 " 325	福島、南玉、上茂木、下茂木、 下新田、上飯島、他
上 陽 小 学 校 老 人 福 祉 セ ン タ ー	樋 越921-1 上福島296	樋越、飯塚、上福島、藤川、他
芝 根 小 学 校	飯 倉39	川井、飯倉、五料、小泉、 下之宮、箱石、他
合 計		